

別紙 2

決 裁	会 長	事 務 局	
		顧問 3.5.3 高清水	事務局長 3.5.31 林



北労発基 0528 第1号
令和3年5月28号

関係団体各位

北海道労働局長
(公印省略)

基本的対処方針の改正等を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充について（要請）

平素より、労働行政の推進に当たっては格別の御理解、御協力を賜り、感謝申し上げます。

北海道では令和3年5月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく再度（2度目）の緊急事態宣言が発令されたところです。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和3年5月14日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が改正され、感染防止のための取組に「昼休みの時差取得」が追加される等、職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充が図られました。（別添1）

また、職場における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、「取組の5つのポイントを活用しましょう！（一部改正）」（別添2）を活用いただく等により昼休みの時差取得を実施し、会話をする際にはマスクを着用する等の飲食の場での対策について労働者に周知していただくとともに、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト（一部改正）」（別添3）や「新型コロナウイルスに関するQ&A」（別添4）のほか、「建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止（新規）」（別添5）を活用いただく等により熱中症のリスクを踏まえた感染症対策に取り組んでいただくことについて、貴団体の関係事業場に対し、周知方よろしくお願いいたします。

こちらの関連資料もご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に関する働く方・経営者への支援などのリーフレットを掲載しています。（厚生労働省ホームページ内へジャンプします。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html

